

# ABLの信用リスク管理を巡る論点

2011年12月

日本銀行金融機構局

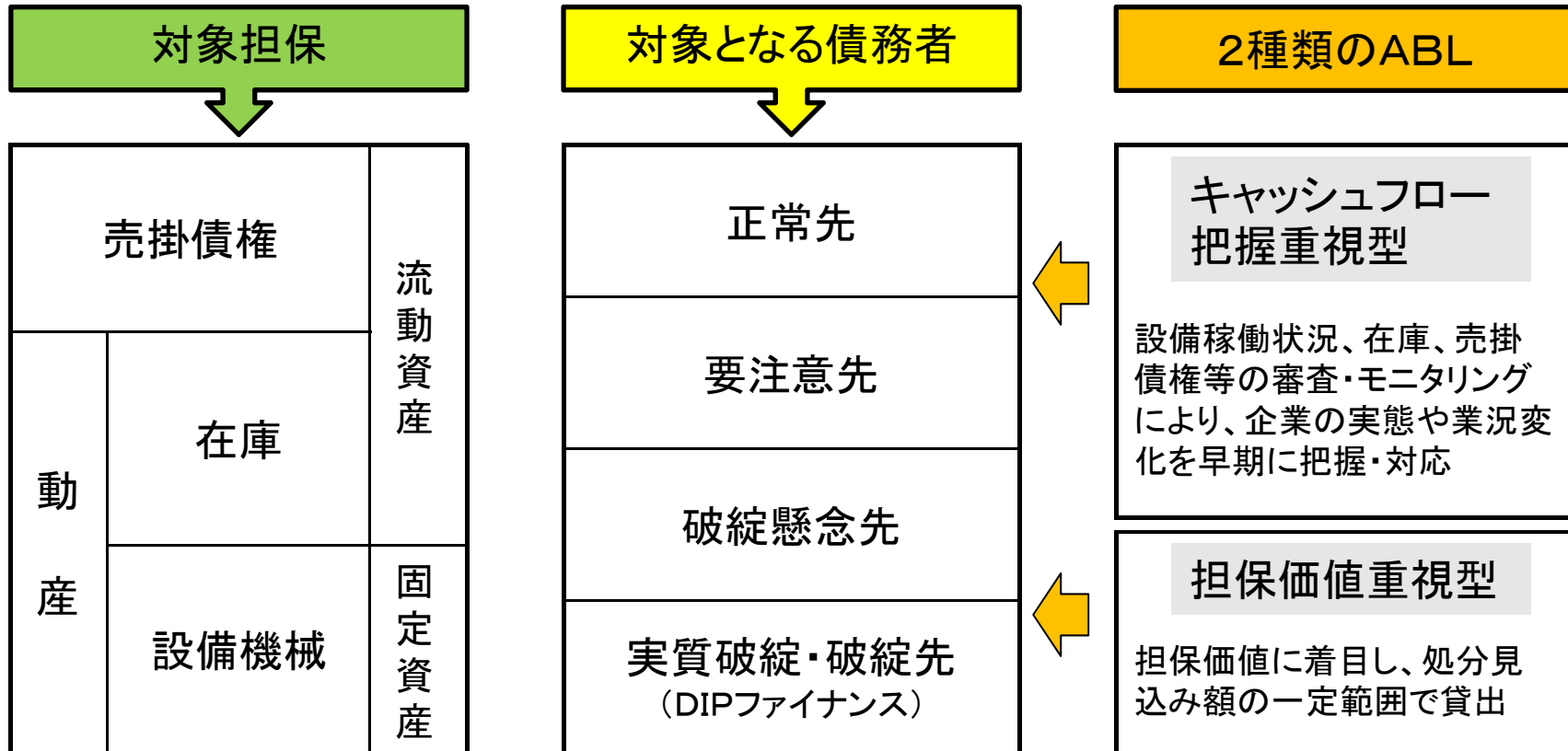
金融高度化センター

# アジェンダ

1. ABLとは
2. リスク管理体制の構築
3. 企業の実態把握機能の活用
  - (1) 担保評価・モニタリングの効果
  - (2) 破綻・回収事例を踏まえたリスク管理のPDCAサイクル
4. 一般担保化への対応
5. ABLの信用リスク管理を巡る論点

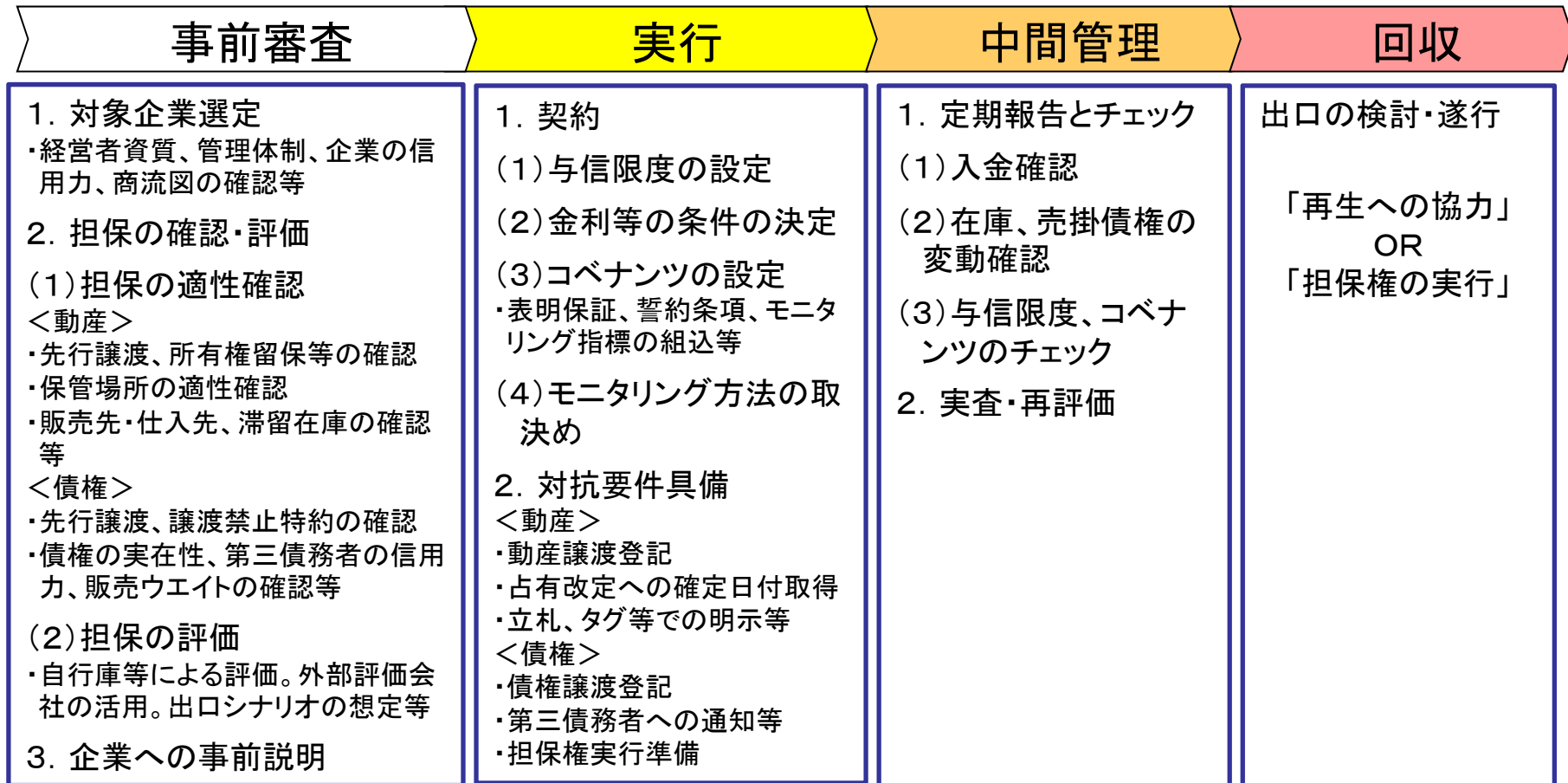
# 1. ABLとは

ABLとは、担保となる動産や売掛債権から生み出されるキャッシュフローに着目し、企業実態を把握しながらリスク管理を行う融資手法。



## 2. リスク管理体制の構築

ABLには、特有のリスク管理の実務が存在。



企業経営者とのコミュニケーション

### 3. 企業の実態把握機能の活用

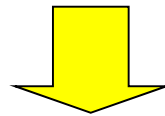
#### (1) 担保評価・モニタリングの効果

##### ① 担保評価の効果

- 「過剰在庫の発見」、「企業の経営管理能力の見極め」

##### ② モニタリングによる「企業の業況変化」の早期把握

- 「在庫をみることにより業況変化が早く分かる」



■ 「企業と金融機関との間のコミュニケーション」の向上

■ 「企業の経営管理能力」の向上

- 「企業の在庫管理能力」、「企業のレポーティング能力」の向上

## (参考1) 在庫の評価

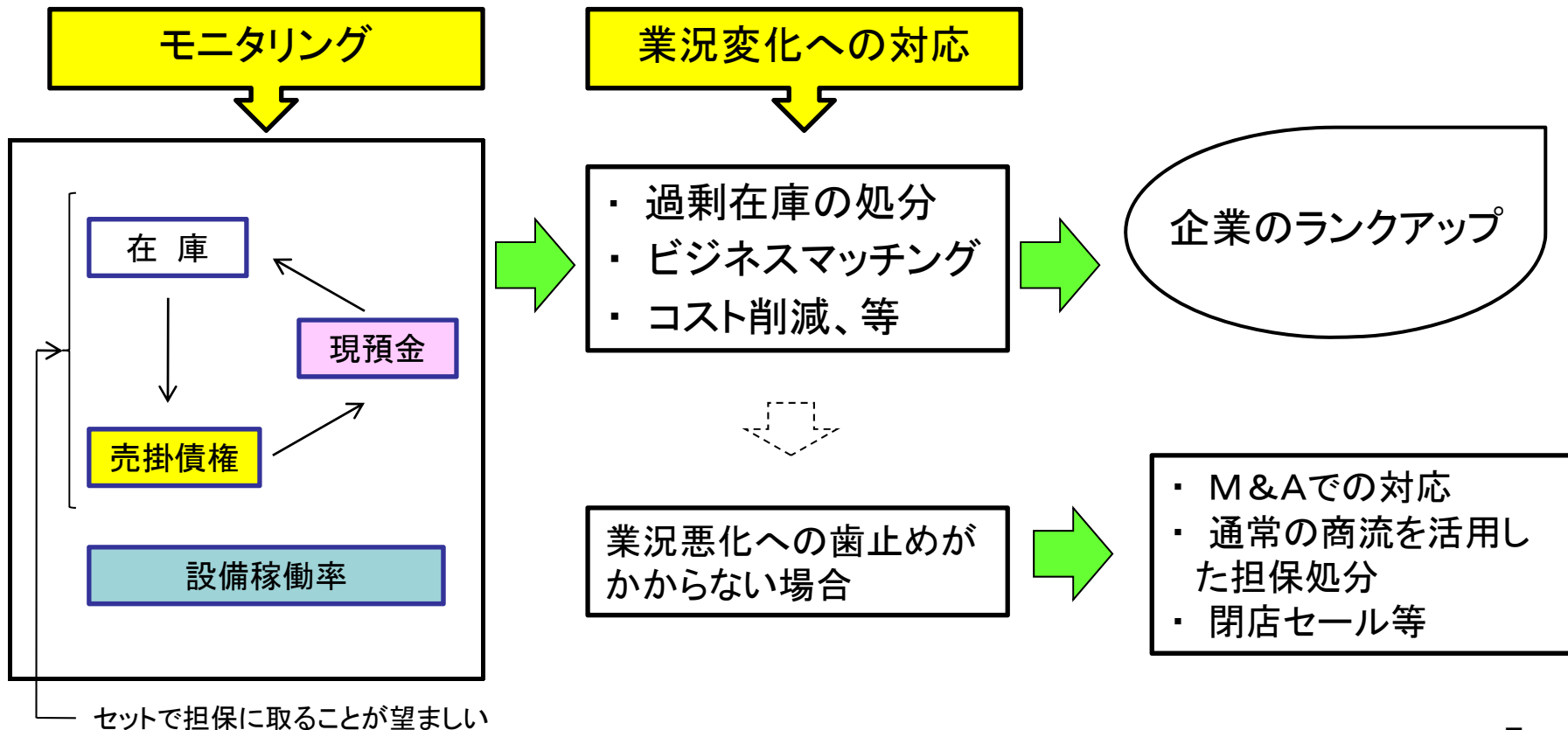
▽動産評価における帳簿価格と流通価格の関係(単位:百万円、%)

帳簿価格と流通価格の関係 (先数<比率>)	帳簿価格 ①	流通価格 ②	処分価格 ③	②/①	③/①
「帳簿価格>流通価格」先 (23先<25.6>)	28,498	18,602	7,161	65.3	25.1
「帳簿価格<流通価格」先 (67先<74.4>)	32,213	72,796	12,810	226.0	39.8
合計(90先<100.0>)	60,711	91,398	19,971	150.5	32.9

資料:特定非営利活動法人日本動産鑑定

## (参考2) 企業の業況変化の早期把握・早期対応

ABLでは、動産や売掛債権の定期的なモニタリングにより、企業の業況変化を早期に把握し、破綻・回収に到る前に対応することが重要。



## (2) 破綻・回収事例を踏まえたリスク管理のPDCAサイクル

### ▽破綻・回収事例

取引企業	担保	経緯	回収率*	
			評価額比	簿価比
畜産農家	豚	大手畜産グループによる経営統合で対応	100%	100%
酒造業	日本酒	民事再生法適用。一部分割返済計画	100%	100%
材木卸	売掛債権	相談の上、破産管財人が回収して返済	100%	100%
水産業	冷凍水産物	通常の商流ベースで処分	100%	60%
材木卸	材木	破産管財人の協力の下、回収	28%	9%
メガネ製造	メガネフレーム	メガネフレームについて担保権を実行し処分	17%	5%
繊維製造	和装品	和装品について担保権を実行し処分	3%	1%
水産業	冷凍水産物	債務者が無断で在庫を処分し破産	0%	0%
畜産農家	牛	債務者が無断で在庫を処分し破産	0%	0%
建設業	工事請負代金債権	債権の水増し計上等が行われていた	0%	0%

\* 回収率は、「担保評価額に対する回収実績」と「簿価に対する回収実績」。100%以上のものは100%と表記。



## ▽破綻・回収事例の特徴と背景

回収実績は2極化する傾向。

(2極化の背景)

- ①債務者との信頼関係が失われているケースでは、回収率が低い。
- ②対応着手の速さが回収率に影響している。
  - ・担保目的物の処分による回収の場合でも、金融機関が担保権を実行するケースよりも、債務者の通常の販売経路を活用するケースの方が回収率が高い。
- ③再生型の破綻処理のケースでは、債務者等が担保権の実行回避のために、優先的な弁済に配慮する結果、回収率が高い。

## 4. 一般担保化への対応

### ▽金融検査マニュアルにおける一般担保の記述

	動産	債権
自己査定結果の正確性の検証	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>動産の性質に応じ、換価が確実であると客観的・合理的に見込まれるか</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>適切な債権管理が確保され、回収(第三債務者への譲渡による換価を含む)が確実であると客観的・合理的に見込まれるか</p> </div>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 対抗要件が適切に具備されていること</li> <li>② 数量及び品質等が継続的にモニタリングされていること</li> <li>③ 客観性・合理性のある評価方法による評価が可能であり実際にもかかる評価を取得していること</li> <li>④ 当該動産につき適切な換価手段が確保されていること</li> <li>⑤ 担保権実行時の当該動産の適切な確保のための手続きが確立していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 対抗要件が適切に具備されていること</li> <li>② 当該第三債務者(目的債権の債務者)について信用力を判断するために必要となる情報を随時入手できること</li> <li>③ 第三債務者の財務状況が継続的にモニタリングされていること</li> <li>④ 貸倒率を合理的に算定できること</li> </ul>

## 5. ABLの信用リスク管理を巡る論点

### ◆ リスク管理体制の構築

- 何がポイントになるのか(専門部署、研修体制、データ収集体制等)?
- 営業店のモニタリング意欲をどうやって維持・向上させるか?

### ◆ 担保評価・モニタリングの効果

- 企業の実態把握機能が発揮された事例にはどのようなものがあるか?
- 動産の外部評価における留意点は何か?

### ◆ 破綻・回収事例を踏まえたリスク管理のPDCAサイクル

- ABLに積極的に取り組んできた先ではどのような対応が図られているのか?
- どうしたら債務者の誠実性を確保できるか?

### ◆ 一般担保化への対応

- ABLに積極的に取り組んできた先ではどのように考えているのか?

本資料に関する照会先

日本銀行金融機構局金融高度化センター

山口 省蔵 電話 03-3277-1135

email [shouzou.yamaguchi@boj.or.jp](mailto:shouzou.yamaguchi@boj.or.jp)

- 本資料の内容について、商用目的での転載・複製を行う場合は予め日本銀行金融機構局金融高度化センターまでご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。
- 本資料に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、日本銀行は、利用者が本資料の情報を利用して行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。